

自衛隊統合達第37号

統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の業務改善提案に関する達を次のように定める。

平成20年6月4日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の業務改善提案に関する達

改正 平成27年10月1日 自衛隊統合達第22号

改正 平成30年3月30日 自衛隊統合達第24号

令和元年6月24日 自衛隊統合達第3号

令和4年3月16日 自衛隊統合達第2号

(目的)

第1条 この達は、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における業務改善提案（以下「改善提案」という。）について必要な事項を定め、隊員の参画意識に基づく業務改善意欲を向上させ、もって隊務運営の能率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改善提案 隊務運営の能率化を図るために隊員が単独又は共同で業務の改善案を提出すること又は提出した改善案をいう。
- (2) 部隊等の長 自衛隊サイバー防衛隊司令及び統合幕僚学校長をいう。
- (3) 部等の長 統合幕僚監部の部長、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官をいう。
- (4) 主管部等の長 改善提案の対象となった業務を主として所掌している部等の長をいう。

(改善提案担当者の指定)

第3条 部隊等の長及び部等の長は、所属隊員の中から改善提案担当者を指定し、当該制度の活用促進を図るものとする。

(改善提案の方法)

第4条 改善提案を行おうとする隊員（以下「提案者」という。）は、業務改善提案書（以下「提案書」という。）（別紙様式第1）に所要事項を記入し、また、必要に応じて細部説明資料を添付して、自衛隊サイバー防衛隊にあっては自衛隊サイバー防衛隊司令に、統合幕僚学校にあっては統合幕僚学校長に、統合幕僚監部にあっては部等の長を通じ統合幕僚監部総務部長（以下「総務部長」という。）に提出するもの

とする。

(改善提案の処理)

第5条 部隊等の長は、提案書を受理した場合、原則として3か月以内に次の各号に掲げる処置をとるものとする。

- (1) 改善の効果、独創性、応用範囲及び所要経費等の審査
- (2) 別紙に示す審査判定基準に基づく採用、不採用、保留又は上申の決定
- (3) 前号の結果に係る提案者への所要事項の通知
- (4) 採用と決定した場合、当該改善提案による改善の実施及び実施結果の確認
- (5) 上申と決定した場合、当該改善提案の統合幕僚長への上申手続
- (6) 特許権、実用新案権又は意匠権を取得できると判断した場合、提案者に対する所要の手続の指導

(改善提案の上申)

第6条 部隊等の長は、次の各号の一に該当すると判断する改善提案（以下「上申提案」という。）について、業務改善提案上申書（以下「上申提案書」という。）（別紙様式第2）を作成し、統合幕僚長（総務部長気付）に上申するものとする。

- (1) 採用を適当と認めるが、権限、予算等の関係で自ら改善の実施ができないもの
- (2) 改善提案の採否の判定が困難なもの

(上申提案等の処理)

第7条 総務部長は、前条の上申提案書又は統合幕僚監部に所属する隊員による提案書（以下「上申提案書等」という。）を受理した場合には、次の審査等を行うとともに、当該上申提案書等の写し（提案者の所属、階級、氏名及び特技は省略する。）を作成し、これに業務改善提案審査票（以下「審査票」という。）（別紙様式第3）を添付して主管部等の長に送付するものとする。

- (1) 提案書の記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないことの確認
- (2) 改善提案対象範囲の審査

2 主管部等の長は、前項の上申提案書等に関し、改善の効果、独創性、応用範囲及び所要経費等を審査し、次に掲げる基準により採否等の決定を行うものとする。ただし、改善提案の内容が他の各部等にわたる場合には当該部等の長の意見を徴するものとする。

- (1) 採用 改善提案の内容が実現可能であり、かつ、改善の効果が期待できるもの
- (2) 保留 提案内容の採否の決定がしがたく、更に調査検討を要すると判断されるもの。ただし、努めて3か月以内に採否の決定を行うものとする。
- (3) 不採用 提案の内容が実現不可能なもの及び実現可能ではあるが改善の効果が期待できないもの

3 主管部等の長は、判定結果及び審査意見を審査票に記入し、総務部長に返送するものとする。

4 総務部長は、前項の審査票の採否等の決定事項について、業務改善提案審査結果通知書（別紙様式第4）を作成し、提案者の所属する部隊等の長又は部等の長を通じ提案者に通知するものとする。

5 部隊等の長及び主管部等の長は、採用と決定したものについて改善措置を講ずるものとする。

（優良な改善提案の報告）

第8条 部隊等の長は、採用した改善提案のうち、次の各号の一に該当すると判断する優良な改善提案について、業務改善優良提案報告（以下「優良提案報告」という。）

（別紙様式第5）によりその都度、統合幕僚長（総務部長気付）に報告するものとする。

なお、上申提案のうち採用と決定され、かつ、次の各号の一に該当すると判断するものは、優良提案報告に含めることができる。

(1) 独創性、応用範囲等が優れているもの

(2) 改善の効果が大きく、他の部隊等にも広く参考になると思われるもの

（改善提案委員会の設置等）

第9条 統合幕僚監部に改善提案委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 部隊等からの業務改善優良提案報告及び主管部等の長からの推薦に基づく優良提案の選考に関すること。

(2) 優良な改善提案を収録した優良改善提案集の作成及び部隊等への通知に関すること。

(3) その他改善提案制度の活用促進等に関すること。

3 委員会は、次の委員長、委員及び幹事をもって構成する。

(1) 委員長は、総務部長をもって充てる。

(2) 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

ア 総務部総務課長

イ 運用部運用第1課長

ウ 防衛計画部防衛課長

エ 指揮通信システム部指揮通信システム企画課長

オ 運用調整官

カ 総括副報道官

キ 首席法務官付法務班長

ク 首席後方補給官付後方補給官（補給）

(3) 幹事は、総務課総務班長をもって充てる。

（優良提案の指定等）

第10条 統合幕僚長は、委員会の選考結果に基づき、優良と認めるものを優良提案に指定するとともに、優良提案の利用範囲の拡大を図るため部隊等の長に通知するものとする。

(改善提案状況の報告)

第11条 部隊等の長は、年度の改善提案状況を業務改善提案状況報告(別紙様式第6)により、翌年度4月30日までに統合幕僚長(総務部長気付)に報告するものとする。

(表彰)

第12条 改善提案に関する表彰は、表彰等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第49号)及び表彰等の実施に関する達(平成18年統合幕僚監部達第41号)の定めるところによる。

(委任規定)

第13条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な細部事項は、部隊等の長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成20年6月4日から施行する。

附 則(平成27年10月1日自衛隊統合達第22号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日自衛隊統合達第24号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月24日自衛隊統合達第3号)

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月16日自衛隊統合達第2号)

この達は、令和4年3月17日から施行する。

別紙（第5条関係）

審査判定基準

| 採 用 | 不 採 用 |
|---|---------|
| 隊務運営の能率化に寄与し、次の3条件を満たすもの 1 普及、標準化する意義又は必要性があるもの 2 費用対効果が高いもの 3 創造性又は独創性のあるもの | 左記以外のもの |

別紙様式第1（第4条関係）

業務改善提案書

（提案者記入）

提案年月日：

| | |
|---------------------|--------------------------------|
| 提案者 | 所属： 階級： 氏名： 特技： |
| 件名 | （提案内容を簡潔、明瞭に表現する。） |
| 現在の方法 | （現在実施されている方法を明らかにする。） |
| 問題点 | （改善すべき問題点を明らかにする。） |
| 改善の方法 | （改善内容を具体的に記載する。） |
| 改善の効果 | （期待する効果を、可能な限り定量的に記載する。） |
| その他改善提案の 審査の参考事項 | （所要人員、所要経費、所要機材等参考となる事項を記載する。） |

（改善提案担当者記入）

| | | | |
|----------|-------|----|-----|
| 受付年月日 | 整理番号等 | | |
| | | | |
| 採否等決定年月日 | 採用 | 保留 | 不採用 |
| | | | |

- 注：1 図表、写真等を必要とする場合には、別紙として添付する。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2（第6条関係）

発簡番号

発簡年月日

統合幕僚長 殿
（総務部長気付）

発簡者名印

業務改善提案上申書

- 1 改善提案の件名
- 2 上申理由
（第6条第1号又は第2号の区分及びその理由）
- 3 当該提案に関する意見
- 4 その他
（当該提案の審査に参考となる事項）

添付書類：業務改善提案書

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3（第7条関係）

業務改善提案審査票

| | |
|-------|---|
| 件名 | |
| 判定結果 | 1 採用 2 保留 3 不採用 |
| 審査意見 | <p>1 実行可能性（提案どおりに実行が可能か。）</p> <p>2 効果（正確性、安全性等の効果はあるか。）</p> <p>3 独創性（単なる模倣ではないか。）</p> <p>4 応用範囲（他部隊等にも応用できるか。）</p> <p>5 経済性（経費は適正か。）</p> <p>6 必要性（提案どおりに現状を改める必要があるか。）</p> <p>7 その他の意見（優良な改善提案と判断し推薦する旨等）</p> |
| 審査担当者 | <p>所属部課名 階級（級） 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> |

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第4（第7条関係）

平成 年 月 日

殿

統合幕僚監部
総務部長

業務改善提案審査結果通知書

貴官の提案は、審査の結果、下記のとおり決定されたので通知する。

記

- 1 改善提案件名
- 2 審査結果
- 3 理由
- 4 その他参考意見

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第5（第8条関係）

発簡番号
発簡年月日

統 合 幕 僚 長 殿
（総務部長気付）

発簡者名 印

業務改善優良提案報告

- 1 提案者の所属、階級、氏名及び職名（特技）
- 2 改善提案の件名
- 3 提案年月日
- 4 現在の方法及び問題点
- 5 改善の方法
（努めて詳細に記載し、必要に応じ略図、写真、比較表、必要経費の見積り等を添付する。）
- 6 改善の効果
（人員、資材及び経費の節約、安全の向上、その他の効果について、努めて定量的に示す。）

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第6（第11条関係）

発簡番号

発簡年月日

統合幕僚長殿
（総務部長気付）

発簡者名 印

業務改善提案状況報告（平成 年度）

| | | | | | | |
|-------------------------|-------|------|--------|--------|-------|--|
| 1 改善提案受理総件数等 | | 件 | | | 名 | |
| 内 訳 | 階級等区分 | 幹部 件 | 准曹士 件 | 事務官等 件 | | |
| | 項目別 | 組織 件 | 手続 件 | 技術 件 | 環境 件 | |
| | | 安全 件 | 教育訓練 件 | 福利 件 | その他 件 | |
| | 採否等の別 | 採用 | 不採用 | 上申 | 保留 | |
| 件 | | 件 | 件 | 件 | 件 | |
| 2 前年度までの保留の処置 | | 採用 | 不採用 | 上申 | 保留 | |
| | | 件 | 件 | 件 | 件 | |
| 3 報告提案の件名 | | | | | | |
| 4 上申提案の件名 | | | | | | |
| 5 特に成果があった活用事例 | | | | | | |
| 6 業務改善提案の推進について、実施した施策等 | | | | | | |
| 7 業務改善提案制度上の問題点及び意見等 | | | | | | |

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。